

基 発 第 609 号

昭 和 44 年 9 月 26 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

じん肺法に規定する粉じん作業に係る労働

安全衛生規則第 173 条の適用について

標記粉じん作業を行なう屋内作業場について、労働安全衛生規則第 173 条の規定により、粉じん抑制のため、通常局所排気装置による措置を講じる必要のある作業場を、当面、下記のとおりとしたのでお知らせしたい。

記

じん肺法施行規則別表第 1 の各号に掲げる作業（同規則別表第 2 に掲げる作業を除く。）のうち、次の 1 から 15 までのそれぞれに掲げる作業を行なう作業場

1 第 4 号関係

- (1) 研ま材を用いて動力により研まする作業（手持ちグラインダ、スインググラインダ（吊下げグラインダ）

による研ま等局所排気装置を設けることが技術的に著しく困難な作業を除く。)

(2) 研ま材の吹きつけにより研まする作業 (大型タンクの内部研ま、船舶のブロック等のさび落しの作業等局所排気装置を設けることが著しく困難な作業を除く。)

## 2. 第8号関係

(1) 圧碎型破砕機のうち、次に掲げる破砕機により破砕する作業

イ ジョウクラツシヤ

ロ ロールクラツシヤ

(2) 打撃型破砕機 (スイングハンマ、クラツシヤ、インペラプレーカー等) により破砕する作業

(3) フレットミル (エッジランナー)、リングロールミル等のローラーミルにより粉碎する作業 (湿式によるものを除く。)

(4) ボールミル、ロッドミルにより粉碎する作業 (湿式によるものを除く。)

## 3. 第9号関係

ガラス又はほうろうを製造する工程における次に掲げる作業

(1) 原料をふるいわけする作業

(2) 原料を混合する作業

4 第10号関係

陶磁器を製造する工程における次に掲げる作業

(1) 原料をふるいわけする作業

(2) 原料を混合する作業

(3) 半製品又は製品を仕上げする作業

5 第11号関係

耐火物、けいそう土製品又は研き材を製造する工程における次に掲げる作業

(1) 原料をふるいわけする作業

(2) 原料を混合する作業

(3) 半製品又は製品を仕上げする作業

6 第12号関係

粉状の滑石又はクレーを製造する工程において原料をふるいわけする作業

7 第14号関係

滑石若しくはクレーを原料若しくは材料として使用する物を製造し、又は加工する工程における次に掲げる作業

(1) 粉状の滑石、クレー又はこれらを含む物を混入する  
作業

(2) 粉状の滑石、クレー又はこれらを含む物を散布する  
作業

#### 8 第15号関係

炭素製品を製造する工程における次に掲げる作業

- (1) 原料をふるいわけする作業
- (2) 原料を混合する作業
- (3) 半製品又は製品を仕上げする作業

#### 9 第16号関係

セメントを製造する工程における次に掲げる作業

- (1) 原料又は焼塊をふるいわけする作業
- (2) 製品を袋詰めする作業

#### 10 第17号関係

アルミニウムの粉末を製造する工程において製品を袋  
詰めする作業

#### 11 第18号関係

砂型を用いて鑄物を製造する工程における次に掲げる  
作業

- (1) 砂をふるいわけする作業

(2) 型はらし装置（シェイクアウトマシン又はノックアウトマシン）により砂型をこわし又は砂落しする作業

12 第20号関係

金属又は非金属を製錬する工程において、焼塊をふるいわけする作業

13 第21号関係

金属を溶射する作業

14 第22号関係

フレー、フライアッシュ又は粉状のけいそう土、燐石若しくは炭素製品を袋詰めする作業

15 第23号関係

(1) 石綿に係る装置による次に掲げる作業

イ ときほぐしする作業

ロ 台割する作業

ハ ふきつけする作業

ニ リゆう綿する作業

ホ 紡織する作業

(2) 石綿製品に係る装置による次に掲げる作業

イ 切断する作業

ロ 研すする作業